

羽幌町における利用者負担額

階層	区分	国の基準額	羽幌町設定の 利用者負担額(保育料)	
1	生活保護世帯	0円	0円	
2	住民税非課税世帯	3,000円	0円	
3	住民税所得割額 77,100円以下	16,100円	①	9,500円
			②	4,500円
4	住民税所得割額 211,200円以下	20,500円	13,900円	
5	住民税所得割額 211,200円以上	25,700円	15,000円	

※第2子は半額になります。第3子以降は全額免除になります。

※第3階層の②は「ひとり親世帯、障害者世帯」、①はそれ以外の世帯になります。

※第3階層の多子世帯は保護者と生計を一にする子等であれば年齢制限はありません。

※第4、第5階層の多子世帯は、保護者と同一世帯の子で、満3歳(幼稚園・保育園・子ども園等に
入園している子)から小学3年生までの子が対象となります。